

リスク管理体制・法令等遵守体制

金融の自由化、国際化にともない、金融機関を取り巻くさまざまなリスクが増大している中、信用組合がお客様からの信頼にお応えするためには、各種リスクを的確に把握、管理することによって、安定した経営を行なう必要があると考えております。

東信用組合は、リスク管理を経営上の最重要課題と位置付け、各種リスク管理規程を整備し、担当部署を定め、各種リスクの所在や増減について注意を払い、必要な場合削減策をとるなど信用組合に相応しい「リスク管理体制」をとっております。

また、地域信用組合という公共性の観点から、業務を行う役職員の「法令等遵守」（コンプライアンス）には特に配慮し、「法令等遵守」を基盤とする業務運営を行っております。

1. 信用リスク管理

貸出に関する基本的な経営方針（クレジットポリシー）に従い、大口融資は抑制的に対応し小口融資を推進しております。審査にあたっては営業推進部門から独立した本部融資部において、特定顧客・業種に偏ることのないよう客観的・厳正な審査を行っています。また、信用リスク管理規程に基づき、顧客訪問などによる貸出事後管理にも留意しております。貸出金など債権の自己査定については、相互牽制が図れるように本部に「自己査定審査委員会」を設置し、一次自己査定結果を適正に検証しております。顧客保護等の観点から、「借り手に対する説明義務規程」を定め、融資に際して適正な説明を行うように努めております。21年12月施行された金融円滑化法に対応する「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」「金融円滑化に係る顧客説明マニュアル」等を制定しました。

2. 市場リスク・流動性リスク

余裕資金の運用はリターン（収益）をもたらしますが、当組合は過度な市場リスク（価格変動リスク、金利リスク）はとらない方針で臨み、運用結果については定期的に理事会に報告しております。またALMシステムにて有価証券の現在価値や金利リスクについても適切に把握しております。流動性リスクについては、地域における信頼を通じた安定的な資金調達力が流動性資金確保のための基盤と考え、預貸金の動向を常にチェックし、資金繰りに万全を期す支払準備資金の維持に努めております。

3. 事務リスク・システムリスク等オペレーショナル・リスク

事務リスクについては、堅確な事務処理を行なうため、内部事務規程を整備し、会議・研修等で職員への周知・徹底、指導をしております。また顧客説明、相談・苦情対応、顧客情報管理の態勢整備に努めております。システムリスクについては、信用組合の共同センターに加入し、システムの安全性、障害の未然発生防止を図っております。その他のオペレーショナル・リスクについても規程を定めております。信用リスクからオペレーショナル・リスクまで統合的にリスク管理を行うためリスク管理推進室をおいております。平成24年5月預金保険法改正に伴い、「預金保険事故対応マニュアル」を改定しました。またでんさいネットのお取り扱いができます。

4. A L M管理

資産・負債にかかる期間ギャップ、金利リスク、収益予想、V a R（最大損失）など、A L M（資産・負債総合管理）手法によってリスク管理を行い、A L M委員会は毎月1回定期開催し、審議・協議を行っております。

5. 内部監査

内部監査部が、営業店における事務リスクの極小化や「法令等遵守」（コンプライアンス）のため、営業店臨店監査を実施しています。なお、本部につきましても、内部監査部が、業務監査・リスク監査を実施しております。

6. 外部監査

当組合は外部監査を必須とする特定信用組合ではありませんが、新日本有限責任監査法人に任意監査を依頼し実施しています。

7. 経営管理

理事会は毎月2回定期開催し、業務に関する幅広い審議・協議を行っております。また昭和32年以降一貫して監事も理事会に出席して発言・審議するなど透明性の高い、相互牽制がとれる経営管理を行っております。なお、28年4月「中期経営計画」（28年4月～30年3月）を作成しました。

8. コンプライアンス体制

法令等遵守体制を整備・確立する指針として「法令等遵守基本方針」「法令等遵守規程」を定め、組織としては営業店・本部に「コンプライアンス担当者」をおき、全体の統括として「コンプライアンス統括部」を設置しております。具体的実践の手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、年度毎に「コンプライアンス実施計画」をたて、コンプライアンス会議や研修会、自己行動チェックなど、コンプライアンス向上に努めております。

お客様からの苦情・相談には、本部コンプライアンス統括部が窓口となり、営業店では「苦情・相談対応マニュアル」に従い、適切にお客様へ対応できる体制をとっております。20年1月には「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、反社会的勢力との取引遮断方針を明確化しました。20年8月「コンプライアンス・マニュアル」改定を実施しました。21年4月「苦情対応マニュアル」改定、同8月利益相反管理規程等を制定しました。